

別表 2 住宅に係る技術的審査の料金

税込金額（税抜金額）[単位：円]

審査条件		料金（円）
一戸建ての住宅	単独審査	33,000 (30,000)
	併願審査 (設計住宅性能評価 5-1)	13,200 (12,000)
	併願審査 (設計住宅性能評価 5-2)	9,900 (9,000)
共同住宅等	単独審査 住戸の審査	(基本料金+戸あたり料金×審査対象住戸数) ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金： 2,200 (2,000)
	単独審査 建築物全体の審査	(基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金) ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) ・共用部料金 110,000 (100,000)
	併願審査 (住宅性能評価)	上記の一般審査料金の2分の1の額とする

- ※ 1 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とします。
- ※ 2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金の2乗した額とする。
- ※ 3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は、一戸建ての住宅の額とする。
- ※ 4 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、単独審査（住戸のみ）の額とする。
- ※ 5 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- ※ 6 併願審査とは、原則、同一の申請であるものを対象とする。
- ※ 7 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
ただし、対象となる建築物に係る直前の技術的審査を他機関で行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして、別表2を適用する。
- ※ 8 第11条第4項の場合において適合証の再交付料金は、一通につき、5,500円（税込金額）とする。